

装置型式指定規則の一部改正について

平成18年10月
自動車交通局
技術企画課
審査課

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成10年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところある。

協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) では、新技術の普及等に併せ、必要な協定規則を作成・改訂してきているところである。このうち、日本が既に採用している「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」については、平成18年3月に開催されたWP29の第138回会合において、改正案が採択されており、協定に定める規則改正手続きを経て、平成18年10月10日に当該改正案が発効される予定となっている。

これを受け、協定規則との整合を図るため、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）を改正する必要がある。

2. 改正概要

○装置型式指定規則の一部改正

「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）対象となる装置に係る規則の改訂番号の変更を行うため、装置型式指定規則第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行う。

3. スケジュール

公布：平成18年10月5日

施行：平成18年10月10日

ECE 規則の改正手続きと適用の必要性について

- ・ 車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく技術規則(協定規則)は、国連欧州経済委員会の下に設置される運営委員会(自動車基準調和世界フォーラム(WP29)が同機能を担っている。)にて、作成及び改廃がなされている。
- ・ 規則の改正案は、1958年協定第12条2の規定に従って各国に通報され、通報の後6箇月以内に締約国の3分の1を超える締約国が事務総長に異議を通告しない限り採択される。また、同規定に従い、異議を通告しなかった当該規則を適用している締約国が拘束されることとなっている。
- ・ 平成18年3月に開催されたWP29第138回会合では、「灯火器の取付」の規則の改正案が投票に付され、全会一致で規則が作成されている。この結果を受け、平成18年4月10日に国連事務局から各国に対して通報がなされていることから、同規則は平成18年10月10日に採択される見通しとなっている。
- ・ 本協定規則の採用は、業界も反対していないところであり、上記に基づく異議を通告しないこととしていることから、同規則の採択(平成18年10月10日)にあわせて装置型式指定規則を改正する必要がある。

(参考)1958年協定の関連条文

第1条

2 運営委員会は、附属書1に定める手続規則に従いすべての締約国で構成する。規則は、附属書1に定める手続に従って作成した後、運営委員会が国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）に送付する。事務総長は、その後できる限り速やかに当該規則を締約国に通報する。

規則は、事務総長による通報の後6箇月以内に、通報時の締約国の3分の1を超える締約国が事務総長に異議を通告しない限り、採択される。

第12条

1 規則の改正案は、第1条2に規定する運営委員会により、附属書1に定める手続に従って作成される。改正案には、必要な場合には、既存の要件を代替的な要件として含めることができる。締約国は、規則中のいずれの代替的な要件を適用するかを特定する。規則中の代替的な要件を適用している締約国は、当該代替的な要件より前に含められた代替的な要件に基づく認定を受け入れる義務を負わない。最新の改正のみを適用している締約国は、その前に行われた改正又は改正されていない規則に基づく認定を受け入れる義務を負わない。最新の改正より前の改正又は改正されていない規則を適用している締約国は、その後のいずれの改正に基づく認定も受け入れる。規則の改正案は、作成された後、運営委員会が事務総長に送付する。事務総長は、その後できる限り速やかにこの改正案を当該規則を適用している締約国に通報する。

2 規則の改正案は、事務総長による通報の後6箇月以内に、この通報の時に当該規則を適用している締約国の3分の1を超える締約国が事務総長に異議を通告しない限り、採択される。この期間の満了後、事務総長は、当該規則を適用している締約国の3分の1を超える締約国から異議の通告を受領しない場合には、できる限り速やかに、改正案が採択されたこと及び当該規則を適用している締約国であって異議を通告しなかったものを拘束することを宣言する。規則が改正される場合において、当該規則を適用している締約国の少なくとも5分の1が改正されていない規則を引き続き適用することを希望することを宣言するときは、改正されていない規則は、改正された規則の代替的な要件と認められ、改正案の採択の日又はその効力発生の日から、代替的な要件として正式に規則に含まれる。この場合において、当該規則を適用している締約国の義務は、1に定めるものと同じものとする。

附属書1 運営委員会の構成及び手続規則

第1条

運営委員会は、改正された協定のすべての締約国で構成する。

第2条

国際連合欧州経済委員会の事務局長は、運営委員会に事務局の役務を提供する。

第3条

運営委員会は、毎年最初の会期において議長及び副議長を選出する。

第4条

国際連合事務総長は、新たな規則又は規則の改正案を作成する必要がある場合には、欧州経済委員会の主催の下に運営委員会を招集する。

第5条

新たな規則案は、投票に付する。この協定の締約国である各国は、一の票を有する。決定を行うための定足数は、締約国の2分の1以上とする。定足数の決定に関し、この協定の締約国である地域的な経済統合のための機関は、その加盟国の票数の票を投ずる。地域的な経済統合のための機関の代表は、この機関を構成する主催を有する加盟国の票を投ずることができる。新たな規則案は、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で作成される。